

共創・MaaS 実証プロジェクト

魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル実施要領

※本公募は、令和6年度魚津市一般会計補正予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。このため、補正予算が成立した場合は、本公募型プロポーザルにより選定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合は契約を行うことができないことを十分に留意の上、応募すること。

(魚津市企画部企画政策課)

1. 事業の目的

魚津市においては市民バスを9路線10ルート運行しているが、急激な人口減少や高齢者の免許保有率の上昇、コロナ禍の影響もあり、市民バス利用者数は著しく減少している。また、併せて運転手の確保が困難な状況でもあることから、現在の運行形態の持続が危ぶまれる状況となっている。

こうした中、本市はそれらの課題解決のためオンデマンド交通の導入を模索してきた。しかしながら本市においては、オンデマンド交通といった新しいモビリティサービスを導入検討、企画立案するための方法論が確立されていないほか、データを活用して地域住民や交通事業者で共有し、議論する場がなく、サービス実装に向けた具体的な道筋が見えない状況にある。

また、地域公共交通の維持及び利便性向上のためには、持続可能な新しい公共交通ネットワーク等を施策立案や導入支援を主導するなど、地域公共交通をリ・デザインし、コーディネートの役割を担うグループの育成を図る必要がある。

そこで、本市は国土交通省が実施する「共創・MaaS 実証プロジェクト」の「実証運行事業」及び「モビリティ人材育成事業」の採択を得、本市、タクシー事業者、富山県立大学、市民バス利用促進協議会等で構成する「魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム（以下、「共創プラットフォーム」という。）」を立ち上げ、本市の地域性と EBPM に基づく新しい地域公共交通の構築するための必要な知識とコーディネートする能力を身に着けた人材を育成するほか、実証運行等を実施しながら市民等のオンデマンド交通への受容性の検証と市民の関心・主体性を高めるとともに、オンデマンド交通といった新しい地域公共交通ネットワークの基礎を構築し、令和7年下半期の実用化に繋がる取組を行うこととした。

この要領に定める公募型プロポーザルは、実証運行（乗車体験会）や共創プラットフォームの運営等を委託するにあたり広く企画提案を募集し、最も適切な者を本事業の受託者として選定することを目的とする。なお、受託者は本事業の共創プラットフォームに参加するものとする。

2. 共創・MaaS 実証プロジェクト

(1) 実証事業の概要

共創プラットフォームの場でオンデマンド交通といった新しい地域公共交通の実用化に向けて協議や、オンデマンド交通の実証運行（乗車体験会）を実施し、市民に対して新しい地域公共交通への導入理解と導入後の積極的な利用を促す。また、実証運行後は課題の抽出及び利用者の意見を反映したオンデマンド交通運行（導入）計画を策定する。

(2) モビリティ人材育成事業の概要

共創プラットフォームにおいて、多様なデータに基づく新しい地域公共交通について考える「場」とし、データの分析結果に基づく講義や先進事例の検討を行いながら、本市の地域性に応じた持続可能な地域公共交通の構築と運営に必要な知識及び関連事業者との協議の場を獲得する。協議を通じて本市の地域性と EBPM に基づく新しい地域公共交通の構築するための必要な知識とコーディネートする能力を備えた、地域公共交通のリ・デザインを推進する人材（グループ）を創出する。

3. 業務の概要

本事業は、国土交通省が実施する「共創・MaaS 実証プロジェクト」の「実証運行事業」及び「モビリティ人材育成事業」に基づき行うため、受託者と次の2つの事業を委託する。

(1) 実証運行事業

- ① 業務名 魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化実証運行事業支援業務
- ② 業務内容 「魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化実証運行事業支援業務仕様書」のとおり。
- ③ 業務期間 契約日の翌日から令和7年2月28日（金）まで
- ④ 委託限度額 金4,730,000円（税込み）
- ⑤ 前払金の有無 有

(2) モビリティ人材育成事業

- ① 業務名 魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化共創プラットフォーム人材育成事業支援業務
- ② 業務内容 「魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業共創プラットフォーム人材育成事業支援業務仕様書」のとおり。
- ③ 業務期間 契約日の翌日から令和7年2月28日（金）まで
- ④ 委託限度額 金20,200,000円（税込み）
- ⑤ 前払金の有無 有

4. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加は、単独企業又は共同企業体（JV）を問わない。ただし、共同企業体の参加の場合であっても、その全ての者が次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者ではないこと。
- (2) 魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）第3条に規定する競争入札参加資格者名簿（令和5・6年度魚津市物品購入等入札参加資格者名簿）に参加表明書提出日までに登録されていること。

※登録が必要な場合は、魚津市HPを参照のうえ、速やかに所定の手続きを終えること。

<入札参加資格に関する担当課>

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所財政課 管財・契約検査係 TEL：0765-23-1088

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者ではないこと。

- (4) 国税地方税の滞納がないこと。
- (5) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が魚津市暴力団排除条例（平成 24 年魚津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (7) 過去 5 年以内に、「公共団体等が発注するオンデマンド交通実証運行に関する事業」の受注実績を 3 件以上有すること。
※共同企業体（JV）の場合は、その構成事業者のうち、実績がある者が 1 者以上含まれていること。

5. 参加表明書の提出

- (1) 参加表明に必要な書類 ※電子メールにて提出するほか、全て原本を 1 部提出する。
 - ① 参加表明書（様式第 1 号）
※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。
※共同企業体の場合は、構成事業者で代表者を決定し、その代表者名で提出すること。なお、共同企業体（JV）の構成を証する書類（任意様式）も併せて提出すること。
- (2) 参加表明書の提出
 - ① 提出期限 令和 6 年 5 月 28 日（火） 17 時まで（必着）
 - ② 提出先 担当部署（巻末に記載）
 - ③ 提出方法 上記提出先まで持参または郵送

6. 質問の受付及び回答

質問は参加表明書を提出した者のみ受け付ける。

- (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 30 日（木）17 時まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第 2 号）により、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後に担当部署（巻末に記載）まで電話連絡をすること。
- (3) 提出先 planners@city.uzu.lg.jp
※件名は「【質問】【参加者名】魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル」とすること。
- (4) 回答日 随時
- (5) 回答方法 質問者名を伏せて魚津市 HP にて回答する。
※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

7. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案に必要となる書類

※電子メールにて提出するほか、紙媒体で12部提出とする。

① 企画提案書提出届（様式第3号）

※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。

② 会社概要書（任意様式）

※事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの（既成の資料でも可。ただし、共同企業体（JV）の場合は全ての事業者分を提出すること。）

③ 業務実績書（様式第4号）

※共同企業体（JV）の場合は、その構成事業者のうち、実績がある者の業務実績を記載すること。なお、証憑書類として契約書の写しを添付すること。

④ 事業実施体制（任意様式）

※担当者の所属、氏名、連絡先、業務内容を記載すること。

※共同企業体（JV）の場合は、その構成事業者の全ての住所、氏名、連絡先、業務内容を記載すること。

※事務局において事業実施体制について質問する場合があります。

⑤ 【別紙1】魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業 システム要件表（Excel）

※各項目の対応欄に、対応状況について以下の記号により記載し電子データにて提出する。

○：標準機能で対応可能

△：標準機能では対応不可だが、オプション機能や代替案により対応可能

×：対応不可

※データのための提出とする。

⑥ 企画提案書（任意様式）

※A4サイズで作成すること。

※別記魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル 審査基準の「評価項目」及び「主たる評価の視点」を参考に企画提案書を作成すること。

⑦ 参考見積書（押印のあるもの・任意様式）

※「実証運行事業」、「モビリティ人材育成事業」それぞれ提出すること。

(2) 提出先 担当部署（巻末に記載）

(3) 提出方法

① 持参または郵送

② PDFデータ（メールにて提出し、下記期限必着のこと）

※必ず両方法で提出すること

※【別紙1】魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業 システム要件表は Excel ファイルでも提出すること。

(4) 提出期限 令和6年6月4日（火）17時まで（必着）

8. 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 審査会に出席しなかったとき。
 - ② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。
 - ② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
 - ③ 見積書に記載した金額（税込み）が委託限度額を超過したとき。

9. 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

- (1) 実施予定日 令和6年6月11日（火） 13時から（予定）
- (2) 内 容 プレゼンテーション及び質疑応答
※プレゼンテーションの時間は1者あたり説明20分、質疑10分を目安とする。
※プレゼンテーション会場への入室は4名まで可とする。
※詳細は参加者あてに事前通知するものとする。
- (3) 審査基準等 別記「魚津市交通DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル 審査基準」による。
- (4) 審査基準点 審査基準点は160点とする。また、全ての提案者の得点が審査基準点を上回らなかった場合は、本プロポーザルは成立しないこととする。

10. 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。ただし、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

11. 契約

審査結果通知後、本市と委託契約候補者は、契約締結に向けた協議を開始するものとする。

原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行うものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。

13. 実施日程

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 参加表明書提出期限 | 令和6年5月28日(火)17時まで |
| (2) 質問受付期間 | 令和6年5月30日(木)17時まで |
| (3) 企画提案書提出期限 | 令和6年6月4日(火)17時まで |
| (4) 審査会 | 令和6年6月11日(火)(予定) |
| (5) 審査結果通知日 | 令和6年6月12日(水)(予定) |
| (6) 契約 | 令和6年7月1日以降(予定) |

14. 担当部署（提出先・問合せ先）

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 企画政策課 未来戦略室 担当 明石、大久保

TEL : 0765-23-1133

メール : planners@city.uzu.lg.jp

別記 魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業公募型プロポーザル 審査基準

No.	評価項目		主たる評価の視点	配点
1	実施体制	事業実績	過去5年間のデマンド交通システムの提供に関する実績は十分であるか。	10点
		実施体制	事業実施に必要な体制を整え、十分な業務遂行能力を有しているか。	
2	システム要件		別紙1【魚津市交通 DX（オンデマンド交通）実用化事業】システム要件表にて対応状況を評価する。	10点
3	参考見積書		提案者が提出する見積書を相対的に評価する。	10点
4	業務の実施方針		本業務の趣旨を理解し、具体的で実効性のある提案がなされており、本業務を取り組む姿勢が適切であるか。	10点
5	共創プラットフォーム人材育成事業	データ分析	データ分析、デマンド交通導入シミュレーション等の手法と分析項目が適切かつ具体的に提示してある提案となっているか。	20点
		共創プラットフォーム運営支援	人材育成の方針・内容・手法について具体的に提示されているか。	10点
			具体的かつ詳細な事業スケジュールが示されており、適切な工程となっているか。	10点
			共創プラットフォームの運営について、具体的かつ積極的なプロジェクトマネジメントである提案となっているか。	10点
6	実証運行事業	実証運行運営支援	実証運行の実施について基本方針、スケジュール、事業の周知等効果的な方法である提案となっているか。	15点
			実証運行について、適切な検証方法（評価）を行う提案となっているか。	10点
			実証運行実施において、トラブル等への迅速かつ適切な対応が提案されているか。	10点
7	システム概要・機能・運用・導入支援	機能全般及び画面構成や操作性	オペレーター、運転手、利用者におけるシステムの操作性や運用方法等について、提案内容に説得力があり、効率的かつ効果的なシステムの提案となっているか。	5点
		将来的な変動要因に対応できる柔軟性	今後の運用により、システムの設定変更等が必要となった場合は、容易に対応することができる内容となっているか。	5点
		システム操作研修やマニュアル	システムの運用上、必要となるマニュアルや研修等について具体的かつ適切な提案がされているか。	5点
8	持続可能なオンデマンド交通の実現		運賃、車両、ランニングコストなど、持続可能なオンデマンド交通の実現に向けた提案がなされているか。	20点
			オンデマンド交通利用促進のための具体的な方策が提案されているか。	20点
9	その他	有益な提案事項	仕様書以外の魅力的な独自提案があるか。	20点
合計				200点

※No. 1～No. 4は事務局が採点、No. 5～No. 9は審査会にて採点し、その合計点を提案者の得点数とする。